

静岡県立天竜高等学校同窓会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、静岡県立天竜高等学校同窓会と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦と教養の向上を図り母校教育の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 会員相互の交流
- (2) 会誌の発行
- (3) 母校教育の後援
- (4) その他必要と認める事業

(設置)

第4条 本会は、事務局を静岡県立天竜高等学校内に置く。

第2章 会員及び組織

(会員)

第5条 本会の会員は、静岡県立二俣高等学校及びその前身の卒業生、静岡県立天竜林業高等学校及びその前身の卒業生並びに静岡県立天竜高等学校卒業生を以って組織する。
上記各校の現職員及び旧職員は客員とする。

第3章 役員

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名以内
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名
- (5) 年次代表 若干名
- (6) 顧問・相談役を置くことができる。

2 会長、副会長に報酬を支給できるものとする。その額は、毎年度の当会計の予算状況を考慮し理事会において定める。

(選出及び任務)

第7条 役員を選出及び任務は次のとおりとする。

- (1) 会長 総会において会員の中から選出し、本会を代表する。
- (2) 副会長 総会において会員の中から選出し、会長を補佐する。会長が事故ある時はその職務を代行する。
- (3) 理事 会員の中から会長が委嘱する。会の運営を掌る。
- (4) 監事 会員の中から会長が委嘱する。会務及び会計の監査にあたる。
- (5) 年次代表 年次会員の互選により選出し、年次会の代表として総会の運営にあたる。
- (6) 顧問・相談役 理事の推薦により会長が委嘱する。顧問は会長の諮問に応ずる。相談役は会長の相談に応ずる。

(任期)

第8条 役員任期は2年とする。ただし、留任を妨げない。補欠役員任期は前役員残任期間とする。役員は、任期満了の場合においても後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

前段の規定に関わらず会長の任期は2年とする。なお、不測の事態により後任会長の選出がなされない場合は、その任期を延長することができる。ただし、通算3年を超えないものとする。

(事務局)

第9条 本会の事務を処理するため事務局を置く。事務局の職員は会長が委嘱する。

第4章 会 議

(種別)

第10条 会議は総会、理事会、及び年次会の3種とする。ただし、理事会は会長、副会長、理事をもって構成する。

(招集)

第11条 会議は会長が召集し、議長は会長があたる。

(開催)

第12条 総会は毎年度1回開催する。

- 2 臨時総会は理事会の承認を得て会長が必要と認めた時に随時開催する。
- 3 理事会は原案を協議し総会に提出する。
- 4 年次会は必要な時、随時開催する。

(機能)

第13条 総会は次の事項を審議決定する。

- (1) 役員を選出
 - (2) 会務報告事項の承認
 - (3) 会則の改正
 - (4) その他本会に関する重要事項の議決
- 2 理事会に次の部門を設け、業務の執行その他緊急事項の処理にあたる。なお、副会長はそれぞれの部門に参画し業務の円滑な運営にあたる。
- (1) 企画 各種原案の作成
 - (2) 広報 会誌、会員名簿、事業報告等の広報活動
 - (3) 渉外 運営を円滑にするための外部との連絡、折衝
 - (4) 会計 本会の会計業務を担当する。

(議決)

第14条 会議の議決は出席会員の過半数によって決し、可否同数の時は議長が議決する。

第5章 会 計

(経費)

第15条 本会の経費は入会金、寄付金、その他の収入を以ってこれにあてる。本会の会員は入会の際、入会金15,000円を納入するものとする。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 附 則

- 1 本会は、会員名簿、会計簿及び記録簿を備え事務局がこれを整理保管する。
- 2 この会の事業執行上必要な細則は、理事会の議決を経て会長がこれを定める。
- 3 本会則は平成26年6月15日より施行する。
- 4 平成28年6月26日第3条第1項第2号を改定する。
- 5 令和6年8月3日第6条第2項を加える。第8条第1項を改定する。

内 規

- 1 会員その他の住所、氏名、職業等に変更が生じた時は、その旨直ちに事務局へ届け出るものとする。
- 2 会員にして本会の名誉を毀損し、または会員たる対面を汚す行為のあった者は除名することができる。
- 3 会誌及び会員名簿は、実費でこれを配布する。
- 4 本会は、事務委託費として年間相当額を事務局に支払うものとする。
- 5 各号の規定にかかわらず、理事会において臨時協議のうえ別途定めることができる。なお、緊急の事案については正副会長協議のうえ決めることとする。